

青森県報

第八百四号

令和六年
八月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
が生活習慣病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………
同……………一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………
水産振興課……………二

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
財産管理課……………二
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………
構造政策課……………三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
会計管理課……………四
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………
東青地域局……………四
- 土地改良区の役員の内退……………
三八地域局……………四
- 土地改良区の定款変更の認可……………
西北地域局……………五
- 令和五年五月二十九日定例選挙管理委員会中……………
選挙管理委員会……………五

告

示

青森県告示第四百五十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
訪問看護ステーションえふ	弘前市大字城中央一丁目二二の四 ワンミリオン中央B号室	令和 六・六・一
春日井内科消化器内科クリニック	八戸市小中野四丁目五の一六	六・七・二
ハッピー調剤薬局青森旭町通店	青森市金沢三丁目二七の二二	六・七・四

青森県告示第四百五十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 科 名	指 定 日
区	氏 名	を 行 う 医 療 機 関	診 療 科 名	年 月 日

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
丹藤 利夫	古川 和仁	佐竹 立	藤田 征弘	大沢 弘	鹿内 駿	松本 実か
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	黒石市国民健康保険黒石病院	弘前大学医学部附属病院	公益財団法人鷹揚郷腎臓病研究所弘前病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院
弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	黒石市北美町一丁目七〇	弘前市大字本町五三	弘前市大字小沢字山崎九〇	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三
眼科	皮膚科	消化器内科・内科	内分泌・糖尿病代謝内科	内科	循環器内科	皮膚科
六・七・五	六・七・七	六・七・八	〃	六・七・一	六・五・七	令和六・四・三

青森県告示第四百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）

区

域

区

分

公

告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

- 1 業務番号 営委中南六第二二〇一号
 - 2 業務名 弘前警察署庁舎改築設計業務委託
 - 3 業務場所 弘前市大字八幡町三丁目地内
 - 4 業種 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 1 名称 青森県財務部財産管理課
 - 2 所在地 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
- 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
- 令和六年七月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町三八 富田 重基	鰺ヶ沢町第二区域 鰺ヶ沢町漁業協同組合の地区のうち、鰺ヶ沢町第一区域以外	総トン数二十トン以上の漁船による漁業及び総トン数十トン以上の漁船により行う漁業
西津軽郡鰺ヶ沢町大字釣町四三の一 見崎 正悦	鰺ヶ沢町第二区域	同上

株式会社能澤建築設計事務所

青森市長島二丁目一〇の二二 KUMAZAWA ARCHITECTS 2F

六 落札金額

二億三千二百九十八万六千七百五円

七 落札者を決定した手続

価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合

評価一般競争入札(簡易型I)の方法により落札者を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年六月十日

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	畑	一、一〇二
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	畑	二、二二三
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	畑	二、五四一
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	畑	九〇二
弘前市大字小友字宇田野五八〇	畑	五二七

弘前市大字小友字宇田野五八一

弘前市大字小友字萩原五

弘前市大字小友字萩原六の三

畑	畑	畑
一、二二六	一、一八四	二、二八六

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五八〇	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五八一	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字萩原五	令和七年四月一日	年四〇	〇
弘前市大字小友字萩原六の三	令和七年四月一日	年四〇	〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年九月六日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

空港用液体凍結防止剤散布車（七千リットル級以上、六×四、スプレーバー装置付） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年七月二十四日

五 落札者の名称及び住所

第一実業株式会社

東京都千代田区神田駿河台四丁目六

六 落札金額

六千九十一万九千円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年六月十日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

二股地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月二十三日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

一 県営土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業

二 工事了年月日

令和六年三月二十九日

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下

長土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年八月二十三日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 <small>の</small> 区別	氏 名	住 所	退任 <small>の</small> 年月日
理事	小笠原 萬三	八戸市河原木七の二一	令和六・六一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を令和六年七月二十三日認可したので、同条第三項

誤			
原子 秀夫	青森県議会議員	原子秀夫後援会	上北郡七戸町字森ノ上一七三の四
五・三一			

の規定により公告する。

令和六年八月二十三日

西北地域県民局長 長 内 和 人

正

誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段 行
令和六・五二九 第一六一六号	青森県選挙 管理委員会 告示	第三八号	七	上 表 中

錯誤により取消

正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭